

スポーツ史学会第29回大会特別講演

Reports presented at the Invited Lecture
of the 29th Annual Meeting of Japan Society of Sport History

上州の在村剣術馬庭念流と武芸のネットワーク

高橋 敏 (TAKAHASHI Satoshi)

Kenjutsu “Maniwa Nenryu” in Joshu Villages and a Network of Bugei

講演要旨

群馬県下には、今日なお上州（上野国）といわれた江戸時代の在村剣術から二五代にわたって受け継がれてきた古武道が確固として命脈を保っている。高崎市吉井町に現存する樋口家と馬庭念流である。兵農分離の刀狩りで剣術はおろか武器を根こそぎ取り上げられた筈の多胡郡馬庭村に、百姓身分でありながら道場を構えて根を下ろし、周辺農村から上州一円、北関東、江戸にまで門人を獲得し、最盛期には門人が数千と豪語された一大流派を築いた。更に明治維新以降の近代化のなかで前代の剣術諸流派が剣道に収斂・統一される趨勢のなか、脈々と今日まで継承されてきた。そこには江戸時代の上州という風土と社会が深くかかわっているように思われる。本講は、北関東上州の一農村の田舎剣法から門人数千の一大剣術流派に発展した馬庭念流を手がかりに二世紀半にも及ぶ未曾有の平和な江戸時代に、身分制度の厚い壁を破って展開していった武芸について考えてみたい。

上州、関東においては、兵農分離は身分制度として断行されたが、刀狩りは実施されず、武器の所持、剣術の継承は禁止されることはなく許容された。樋口家は中世以来の在地土豪の権益を失い、公的には百姓身分になったが、私的な領域においては姓を名乗り、帯刀し、念流を伝授することは黙認された。要は在地土豪の念流を継承する郷士と馬庭村百姓の二つの顔を持つことになった。

馬庭念流は、江戸時代初頭から四代に長命にして剣技・指導力に優れた当主に恵まれ、北関東を中心に多くの門弟を集め、江戸にまで進出して道場を経営し、一大流派の結社に発展する。門人は百姓町人のみならず、高家新田岩松氏、七日市藩前田氏、小幡藩織田氏、支配領主旗本長崎氏の主従にまで門下の列に加えている。

なかでも流派念流の結社としての勢力を誇示したのが有名神社の社前において秘剣を披露し、師匠以下門人名を列記した大額を奉納する儀礼であった。上野四社から江戸神田明神・浅草寺、鎌倉八幡、伊勢外宮・内宮、遠く讃岐金刀比羅宮にまで足を運び、大枚を投げ奉額している。

このような現象は念流だけではなく。千葉・斎藤・桃井の江戸三大道場と謳われた民間剣術流派の盛業に顕著のように、幕藩領主に囲い込まれ、正統とされた剣術が衰退し、民間の剣術がこれに代わって勃興していったことと軌を一にしたものであった。いわば幕藩秩序そのままの武士が独占する伝統守旧の

剣術から民間の活性化された在村剣術が掘り起こされて、身分制度の枠を打破して、武芸として百姓町人までが入門、習練する時代が到来したのである。まさに戦国乱世の殺人剣から幕藩領主の子飼いの指南の剣術を経て、新たに自衛のため、修行のための武芸に生まれ変わろうとしていた。もちろん武芸の大流行は、念流が江戸から勢力拡大を図る北辰一刀流千葉周作と伊香保神社掲額をめぐる一髪触発のところまでいったように、諸流派の競合・対立を引き起こすことも多々あった。しかし、大勢は総じて流派間の共存と連携を深めていったことの方が事実である。幕府法令からは民間の帯刀、剣術は厳禁されているが、時代の武芸熱は冷めるどころか高揚し、諸流派を渡り歩く武者修行の旅が一般化していく。これを可能にしたのが諸流派間を結び、連携する一種のネットワークの形成であったように思う。そこには支配秩序に直結する武士のみならず姓名、諱まで名乗る武士風体の百姓・町人が多く含まれ、身分制度の壁を越えた一大武芸の文化ネットワークが広がっていた。

剣術、武芸の歴史といえば、権力争奪に絡む殺伐とした合戦、暗殺、仇討ち、テロといった殺人剣を類推する向きが多いが、平和の時代を背景に自己鍛錬の武芸として定着していったことを見落としてはならない。近代剣道に転換する素地はつくられていたのである。

一 兵農分離と在村剣術馬庭念流樋口家

幕藩体制下の剣術と刀狩り実施の疑問

剣術なる武芸は、兵・農の身分が未分離であった中世、とりわけ戦国乱世に訣別した徳川家康による天下統一、幕藩体制社会が確立されるなかでどのような運命を辿ったのか。多くは、幕藩領主の家臣団編成のなかに取り込まれ、飼い殺し状態におかれ、下克上の牙は抜かれた。將軍家指南番として大名にまで立身した新陰流の柳生家を頂点に諸流派は幕藩支配秩序の内部に閉じ込められた。この前提になったのが刀狩りである。百姓町人身分とされた者は所蔵する刀剣等の武器を取り上げられ、帯刀を禁じられ、剣術を学ぶことはもっての外の所業とされた。

換言するなら幕藩体制は、武士と農民が混在した中世の秩序を否定し、兵と農を峻別したところから始まった。武士は土着の村を離れ、幕藩領主の家臣団編成に組み込まれ、城下町に集住させられた。農民は刀狩りによって武器を取り上げられ、年貢負担者とされ、累代村に土着させられた。これが一般的理解である。しかしながら、兵農分離の実態、特に刀狩りの実施については多くの疑問が残る。

上州の村落を歩き、旧家の土蔵を調べれば刀剣、鎗等の武具がかつての武士の由緒を守るかのように密に丁重に所蔵されている。しかも武家の名乗りを僭称し、極めて稀ではあるが武士の本領ともいべき武術、剣術を歴代伝承し、一流派を形成して多数の門人を抱え、一大勢力を誇示した事例が存在する。道場は草深い農村の屋敷内に設けられ、当主は百姓身分である。まさに在村剣術である。兵農分離の身分制度が厳在するなかで在村の百姓が、いかにして武士のみが武器武具を専有し、剣術を専業とすることが許された強固な封建的身分制度の鉄壁を破ることが可能になったのか。上州多胡郡馬庭村土着の念流樋口家に着目して考察を加えてみたい。

樋口家文書の調査と概要

樋口家には大量の関連資料が襲蔵されている。かつて群馬大学・武蔵大学のゼミ実習をかねて数次にわたって学生諸君と合宿調査を実施、未整理の文書のヤマを道場にひろげ、一点一点仕分けして内容を書き出し、年代順に分類した。平成二年（一九九〇）、約二千点余に整理し、「樋口家文書目録」を作成した。二六年前のことで、その際保存を嚴重にし、公開はすべて目録に従い立合の上でおこなうよう樋口家当主定弘氏にお願いし、ひとまず調査は終了した。

文書の総体は村方文書と念流関係文書に二分されるが、念流関連資料は類を見ない稀有な文書群であった。古いものの多くは、秘技伝授を由緒とするため後世編さんした家譜、免許・印可等の類である。辛うじて戦国期と目される数点を除けば一六世紀後半以降の近世・近現代のものとなしよ。史料批判を加えながらまずは念流樋口家の馬庭村定着から検討する。

樋口家の兵農分離

家譜類によれば、樋口家は現当主まで二五代、優に五〇〇年を越える歴史を有する。念流の淵源は二代兼重が鼻祖相馬四郎義元入道に奥旨を得たことにありとされる。信州伊那郡樋口村を離れ、四代高重のとき上州吾妻郡小宿を経て明応九年（一五〇〇）多胡郡馬庭村に移住、関東管領上杉顕定（一四六六～一五一〇）に仕え、五〇八貫の地を所領したと伝えられる。これが馬庭念流樋口家のはじまりであろう。樋口家の歴代が文書で裏付けられるのは八代とされる定次（又七郎）からである。

樋口家文書に天正五年（一五七七）翌六年柏原肥前守盛重が樋口新左衛門尉に与えた新当流の相伝免許状類が四点存在する。新左衛門尉を八代定次とするのが自然であろう。

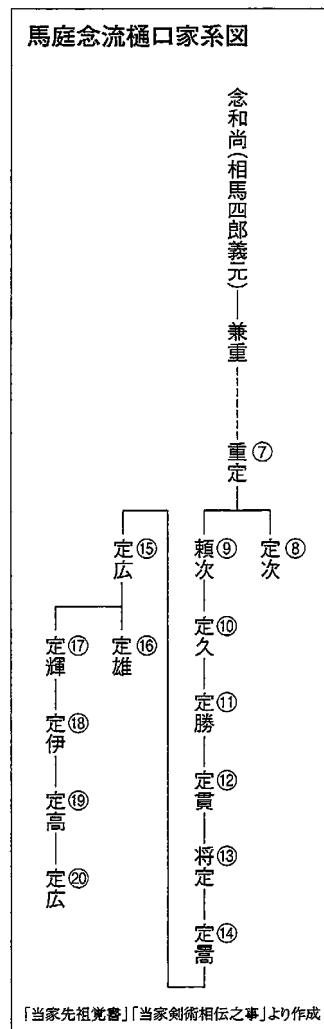
定次は天正一九年（一五九一）には友松清三入道偽庵から念流免許を受け名実ともに馬庭念流の創始者となった。ところが、豊臣秀吉の小田原北条氏征伐の翌年にあたり、戦国乱世が終焉を迎え、間もなく徳川家康による天下統一、兵農分離の新秩序が強行される前段階の時期であった。樋口家は武士として生きるか、百姓身分となって馬庭村に残るか二者択一を迫られていく。

江戸時代初頭定次の代には、馬庭村の村高千一八石中五〇八石を領有していたといわれる。在地主豪というべき樋口定次がこのまま馬庭村に留まることは難しい。検地による近世村落の創出が在地主豪の存在をそのままでは許さないからである。定次は検地役人と揉め、九代となる弟頼次（主膳）に家督を譲り、浪人となって上方へ去った（「当家先祖書」「当家先祖覚書」「当流伝来覚書」）。

樋口家の身分が確定したことは、一代定勝の代の慶安三年（一六五〇）馬庭村「御縄名寄帳」から明らかになる。田六反二畝三歩・畑一町五畝二歩・屋敷一反八歩を名請けする百姓十左衛門である。上層の農家ではあるが、かつての在地主豪樋口家の面影は片鱗さえ認められない。

寛文一〇年（一六七〇）村高千五一石八斗一升余の馬庭村は本間・長谷川・山田・京極・長崎の五氏の旗本に分給されるが、樋口家は長崎氏の知行分六七石余の名主に任ぜられている。二年後の寛文一二年（一六七二）一〇月の長崎氏知行分六七石七斗二升の年貢割付状は用人と思しき依田平兵衛から「馬庭村名主十左衛門」宛に出されている。その後も歴代当主は十郎兵衛などと若干名乗りは変わるが、村役人を世襲している。

旗本五給の馬庭村の支配はいかにも危うい。明和三年（一七六六）一二月旗本五給を合体して惣村と



9代目から20代目までの12代が江戸の平和の歴代である。

図1 馬庭念流樋口家系図
出典：「江戸の平和力」(2015) p.246より

し、「惣村仕置帳」がつくられ、惣百姓一五一人が連印して治安遵守を誓っている。これをとりまとめたのが「年番十郎兵衛」である。樋口家は領主も一目おく存在であった。

そうはいつでも、公的には樋口姓を名乗れず、当然剣術などを教授することは許されない筈である。樋口家には二つの顔がある。ひとつは馬庭村百姓である。ところが百姓十郎兵衛が一変、苗字樋口氏を堂々と名乗り、二本を帯刀、剣術間庭念流の道場を構え、多数の門人を擁する宗匠に変身して一大流派の隆盛を天下に知らしめていくのである。

二 馬庭念流の成立

入門者数からみた念流の発展

念流の発展・膨張は入門者数の増大に顕著である。樋口家文書には入門者が師に宛てた一紙の起請文類

表1 馬庭念流入門者の推移

和暦	(西暦)	起請文人数	門人帳人数	樋口家
慶長6～15	(1601～10)	0		
慶長16～元和6	(11～20)	9		
元和7～寛永7	(21～30)	7		
寛永8～17	(31～40)	0		
寛永18～慶安3	(41～50)	0		
慶安4～万治3	(51～60)	0		
寛文元～10	(61～70)	0		
寛文11～延宝8	(71～80)	0		
天和元～元禄3	(81～90)	16		
元禄4～13	(91～1700)	32		
元禄14～宝永7	(1701～10)	134		将定
正徳元～享保5	(11～20)	343	116	
享保6～15	(21～30)	202	227	
享保16～元文5	(31～40)	525	336	
寛保元～寛延3	(41～50)	300	229	
宝暦元～10	(51～60)	869	760	定需
宝暦11～明和7	(61～70)	262	981	
明和8～安永9	(71～80)	634	1523	
天明元～寛政2	(81～90)	364	2032	
寛政3～12	(91～1800)	747	1219	
享和元～文化7	(1801～10)	331	1291	定雄
文化8～文政3	(11～20)	8	1572	
文政4～天保元	(21～30)	11	432	
天保2～11	(31～40)	1		定伊
天保12～嘉永3	(41～50)	68		
嘉永4～万延元	(51～60)	182	43	
文久元～明治3	(61～70)	128		
明治4～13	(71～80)	30		
明治14～23	(81～90)	465	282	
明治24～33	(91～1900)	106	308	
明治34～43	(1901～10)	219		
明治44～大正9	(11～20)	0		
大正10～昭和5	(21～30)	111		
昭和6～15	(31～40)	0		
昭和16～25	(41～50)	28		
昭和26～35	(51～60)	25		
昭和36～45	(61～70)	14		

念流が江戸時代中後期に隆盛期にあったことがわかる。定需・定雄の代には門人数千を数えたという。

出典：「江戸の平和力」(2015) p.251より

と入門者名を記載した帳面類が存在する。それらから集計したのが入門者の推移の表である。

最古は大坂の陣前年の慶長一八年（一六一三）六月九日の樋口主膳（頼次）に差し出した、九人の地侍風の「誓約」である。九人は沼田藩真田信之の家臣と判明した（数馬広二氏の教示）。

誓約

- 一、 今日より兵法為門弟之上聊不可有疎遠事
- 一、 当家術法不可交他流事
- 一、 無定而不可勝負事
- 一、 不習者為見間敷事
- 一、 免許之状無之間当流剣術親兄弟二成とも、不可他伝之事

右五ヶ條此旨於相背者蒙 天罰、現世ニ而者得黑白二病、到来世者阿鼻無間地獄ニ可令墮在者也、仍如件
慶長十八年

丑六月九日

望月忠右衛門（花押）
倉沢忠左衛門（花押）
同 正五郎（花押）
同 作十郎（花押）
平林太右衛門（花押）
大瀬正 作（花押）
師岡源 兵衛（花押）
下村作左衛門（花押）
太田加右衛門（花押）

樋口主膳殿

入門者は五箇条の遵守を誓約している。①三世にまで及ぶ子弟の契約、②他流派との交わり禁止、③定めなしの勝負の禁止、④入門しない者に流技は見せない、⑤無免許の間は親兄弟であっても伝授しない。天下統一直前、徳川幕府により中央集権の全国支配がようやく緒についた、兵農未分離の十七世紀初頭、樋口家の馬庭念流はしっかりした剣術教授のシステムを有していたと考えられる。兵農分離の嵐のなか念流樋口家は沈滞するが、一八世紀から一九世紀後半にかけて入門者が激増、数千に達して全盛期を迎える。驚くべき数字である。一三代将定・一四代定嵩・一五代定雄・一六代定伊の四代、江戸時代の中後期にあたる。その実態はいかなるものであるのか

武家名門の入門

まず驚いたのは入門起請文のなかに歴とした武家名門が含まれていた。上州新田郡下田島村に居を構える、新田義貞の末裔、高家の新田岩松家の入門である。

起請文前書

- 一、 従今日念流兵法為門弟之上聊不可疎遠事
- 一、 当家之術法不可譏、他流無定而不可勝負事
- 一、 門弟之外仮令雖為親子兄弟猥不可顯見事
- 一、 稽古勝負合之事意趣ニ込間敷事
- 一、 免許之状無之間不可他伝他言事

附、稽古場ニ而猥かましき事不可有之事

右之条々於相背者

梵天帝釈四大天王総日本六十余州大小之神祇別而麻利支尊天八幡大菩薩可蒙冥罰者也、仍起請文如件

安永三甲午二月吉日

新田岩松

源義寄（花押）

樋口十郎兵衛殿

慶長十八年の「誓約」の箇条をほぼ踏襲している。新田岩松家は東照権現徳川家康の遠祖の血筋に連なり、その地を守護する高家の旗本、交代寄合の由緒正しき名家であった。六代当主義寄（一七三八～九八）が、安永三年（一七七四）樋口十郎兵衛（一四代定嵩）に入門したときの起請文である。新田岩松の日記によれば、翌安永四年一〇月二六日樋口十郎兵衛と聶小伝次が平塚河岸の高弟田部井源兵衛を同道して新田岩松家の下田嶋の館を訪れ、殿様義寄に稽古をつけている。翌々月の一二月の六日にも十郎兵衛は、門弟の佐藤善次、武州奈良村八十八を召し連れ、館に逗留、これに念流永代免許を与えた近在の赤堀村の本間仙五郎が加わり、この年の稽古納めを行っている。一三年後の天明七年（一七八七）二月三日には義寄は福嶋幸作なる人物を介して馬庭村の樋口十郎兵衛と同家の由緒に纏わる蔵書を借覧している。

武州鴻巣在大間村林大学頭知行名主隠居福嶋幸作、西上州甘楽郡間庭剣術先生樋口十郎兵衛方へ約束にて痲瘡咒ニ行とて立寄、止宿ス。去年借所ノ波合之記増補持参ス、又手前へ借ル歴代記返シ渡ス

福嶋の痲瘡除け咒術は、蚕の鼠除けの猫絵で著名な新田岩松家伝来の呪術ではなかろうか。十郎兵衛のところに痲瘡に罹った子どもがいたのであろう。剣術の先生ということで頼まれ、福嶋某を派遣したとも考えられる。また、樋口家の由緒、家譜に関心があったのであろう。「波合之記」と「歴代記」を借覧している。義寄と定嵩（十郎兵衛）は身分の壁を取り払って長く交際していたことが判明する（新田日記については数馬広二氏の教示による）。

九四歳という当時としては稀有な長寿であった定嵩は、晩年九二歳の寛政六年（一七九四）老中松平定信の屋敷に招かれ、孫定雄を伴い、「芸術」を御覧に入れた。門人五千といわれ、念流を全盛に導き、樋口家を不動の宗家に持ち上げた。とりわけ支配権力に接近しては権威を高めた。上州七日市藩（加賀前田家の支藩一万石）の藩主前田大和守の入門に顕著である。

盟約

此度念流之術法伝授給

門人之上者聊不可他伝他

言候、為其如件

四月十三日前田大和守（花押）

樋口英翁老

年末詳であるが、英翁は定嵩晩年の号で、寛政八年（一七九六）没しているの、老中松平定信役屋敷での芸術披露前後ということになる。前田大和守は六代利尚（一七三二～九二）と考えられる。ここには武家魂ともいべき剣術を介した、身分を越えた交流が歴然と認められる。藩主の入門は藩士の入門を促進した。武家にも念流は浸透していった。

百姓町人の入門

大半を占めたであろう百姓町人の入門起請文、誓紙の類は形式、文言等に若干の違いがあるが、総体としての差異はない。女子でも馬庭念流を学ぶ者があったことを入門起請文から明らかにしておきたい。

きしやう文の事

一今日よりねんりう長刀うえとしていさゝか疎遠すべからざる事
 一免許これなきあいだたとへ親子きやうだい為とも顕見せましき事
 右之通り相そむき候ハ、日本大小ノ神祇殊八まん大神御罰かうむるへき者也、起請文仍如件
 元文二年巳ノ三月吉日
 羽鳥氏
 まさ血判

樋口藤七殿

女文字の優雅な起請文である。元文二年（一七三七）、樋口藤七は定嵩が家督を継ぐ前の名乗りである。「羽鳥氏まさ」は不明であるが郷士クラスの羽鳥家の息女であろう。民間の女子までが血判までして馬庭村樋口家に入門、道場に通う御時世であった。

ところで入門、稽古、免許等念流の習得にどのくらいの費用を要したのか。全貌が判明する資料は皆無に近い。断片的に洩れ窺う以外ない。参考までに一点、年未詳であるが挙げておく。

一今度一子相伝長刀并小太刀合之秘事御伝授被下難有奉存候
 右御祝儀
 金三百疋
 辰ノ七月
 樋口団七殿
 小山源右衛門

長刀・小太刀の秘技伝授の祝儀として金三〇〇疋（三分）、団七は不明である。

三 馬庭念流の隆盛

結社の証し奉納掲額

草深い田舎に細々命脈を保った在村剣術が、結社、社会的集団として一躍その存在をアピールしたのが有名寺社への奉納額の掲額であった。武芸は本来神事から生まれ、神社信仰と密接な関係があった。入門時に神々を敬い、神罰を恐れる起請文が提出されることにも顕著である。秘技は神意にあり、奉納されて神技とされるべきであった。この延長に剣技を結社、流派一門あげて奉納し、記念に奉納額を製作しては境内の社屋に掲額して参拝者に誇示することが流行った。

馬庭念流樋口家が行った奉納額は寛政九年（一七九七）以降幕末の安政四年（一八五七）まで一四件、地元上州から江戸・鎌倉、四国金刀比羅宮にまで拡大している。まさに馬庭念流の盛行を顕著に示している。

その費用も半端でない。文化一〇年（一八一三）上野国一宮貫前神社の奉納に際しては当主定雄・稽古場世話人衆中名の神楽奉納金と祝儀その他で金二三両二朱と錢七貫三〇〇文、額製作費四両を要している。念流結社の勢いを示すものであろう。

表2 馬庭念流の信仰と奉納額

和暦 (西暦)	奉納額の経緯
寛政9年(1797) 同11年(1799)	信州伊奈郡浪合郷の摩利支天社再建。高崎八幡宮に奉額。 摩利支天社を勧請、宮社を屋敷内に建立
文化7年(1810) 同10年(1813)	榛名山神社に太々神楽奉納して掲額、神楽執行料3000疋、 神酒供料600疋、宮社造替土台金20両奉納 上野一宮貫前神社に神楽奉納して掲額、金23両2朱、銭 7貫300文奉納
天保2年(1831) 同7年(1836) 同10年(1839)	山名神社に神楽奉納して掲額 伊勢内宮に太々神楽奉納して掲額、神楽料20両、額奉納 金1枚2両、額面木代作料12両、掛場所本場所引取料1両 1分2朱 妙義山中岳神社に神楽奉納・掲額
弘化3年(1846) 同4年(1847)	妙義山神社に神楽奉納・掲額 碓氷嶺神社に神楽奉納・掲額
嘉永2年(1849) 同3年(1850) 同4年(1851) 同7年(1854)	榛名山神社奉納額を修補して再興 江戸神田明神に神楽奉納・掲額。高崎八幡宮の額再興 江戸浅草観音に掲額 讚州象頭山金刀比羅宮に神楽奉納・掲額
安政4年(1857)	相州鎌倉八幡宮に神楽奉納・掲額

奉納掲額は地元上州貫前・妙義・榛名山社から江戸浅草寺・鎌倉八幡宮・四国金刀比羅宮にまで及んでいる。

出典：「江戸の平和力」(2015) p.258より

伊香保額論—馬庭念流と北辰一刀流

幕府・大名の縛りから解放された民間剣術の盛行は在村剣術馬庭念流だけに見られるものではなかった。全国各地に沸々として民間の剣術諸流派が簇生し、将軍御膝元江戸に道場を構えるべく鑄を削っていた。千葉周作の北辰一刀流、斉藤弥九郎の神道無念流、いずれも出自は歴とした武士ではない。当然そこには流派間の競合、対立が生ずる。

文政六年（一八二三）四月、湯治客で賑わう上州伊香保温泉の鎮守伊香保神社の奉納額掲額をめぐって、江戸で売り出し中の北辰一刀流の千葉周作と地元で盤踞する馬庭念流一門との間にあわや大乱闘という騒動が勃発した。江戸市中でも話題にのぼり、念流入門経験のあった柳川藩江戸留守居西原好和（松蘿館）が事件を「伊香保額論」と題して執筆した。これを滝沢馬琴が『兎園小説』に収録したため評判となり、一躍馬庭念流が世に出ることになった。

北辰一刀流拡大を図る千葉周作と上州門人が流派を誇示すべく伊香保神社に奉額しようとしたのが発端である。これを耳にした馬庭念流の門人たちが憤り立ち、伊香保温泉に武装して集結、宿に分宿して実力で奉額を阻止しようとした。当主より永代免許を許され道場を開き、自ら門弟を養成する、佐位郡赤堀市場村の本間仙五郎を筆頭に、上州各地に根を下ろした門人にとっては地盤と権威を踏みつけにされることになり、断じて容認できなかった。四月七・八日のわずか二日間に二七〇人もの門人が駆けつけている（「伊香出郷宿割性名帳」）。短期間の動員力に馬庭念流の実力が見え隠れする。

因みに上州各地に門人がいかに多くしかも密に分布していたかを、時代を宝暦期（一七五一～一〇）に遡るが図示しておく。定嵩の「門人五千余人」あながち虚言ともいえない。何より二七〇人の武装集団は脅威となる。あわてた岩鼻代官所が仲裁、掲額を取り止め、危機一髪はことなきを得た。

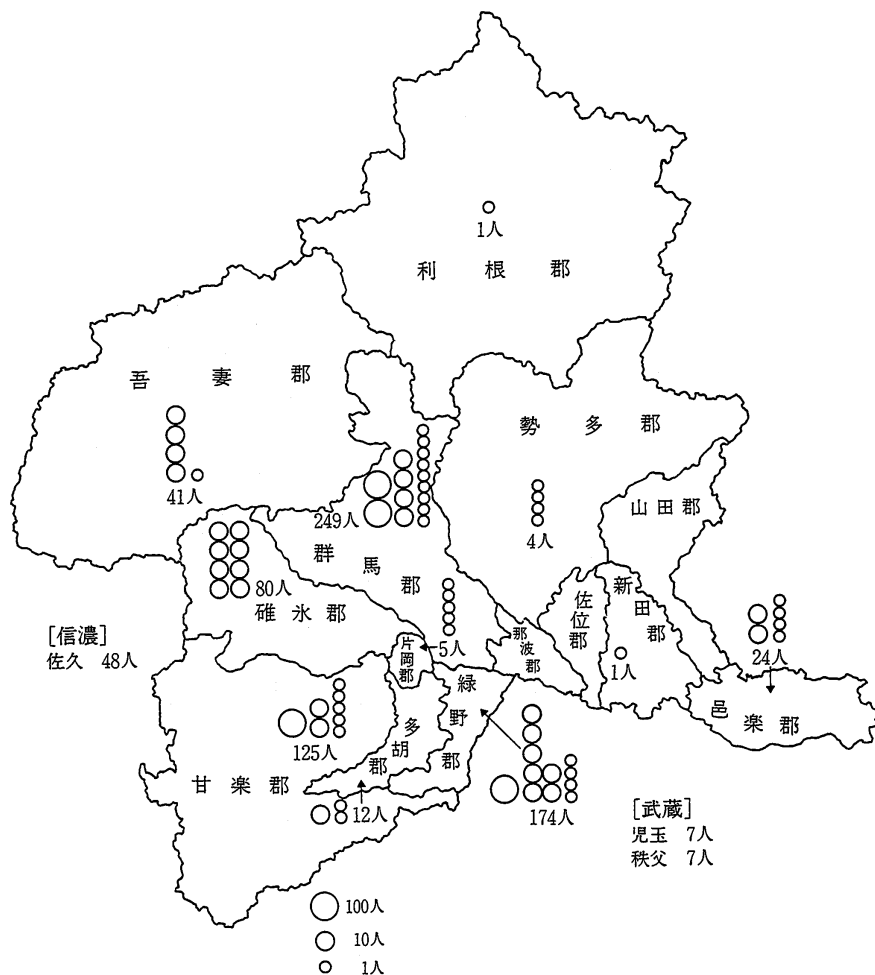


図2 宝暦元年から10年までの入門者分布
出典：「国定忠治の時代」(1990) p.257より

武者修行のネットワークの形成

在村剣術馬庭念流の集団は短兵急に反社会的脅威と見なすことは事実と相違する。幕末に至るまでそのような動きは全くなかった。民間剣術を含めた武芸総体の動向を見ておくことが肝要である。伊香保額論は稀有な流派間のトラブルであった。簇生、乱立気味の民間剣術を包括した武芸の間には競合、対立して喧嘩・争闘にならないような流派間の柔軟な交流が成立していた。各地各所に置かれた流派道場を結ぶ、武者修行のネットワークの存在である。これを窺わせる事例を駿河国駿東郡東海道原宿の豪農植松家の神道無念流一道場の「劍客名簿」(『沼津市史資料編』近世2)から明らかにしておきたい。

植松家八代與右衛門季敬の屋敷内には、江戸に出て田原藩三宅氏に出仕、神道無念流を修業、杉山藤七郎に隨身、のち帰郷した弟才助が同居していた。当主は愛鷹山の武士身分を兼ねる牧士を務めており、才助が屋敷内に小道場を構え、東海道を上下する武者修行の劍客を迎え入れていた。才助は天保一三年(一八四二)から安政六年(一八五九)の一八八年間、立ち寄った劍客名を記録に留めた。年次別劍客数と流派毎の明細について調べてみた。

表3 原宿植松才助を訪問した年次別剣客数と流派ごとの剣客数

原宿植松才助を訪問した剣客数と流派ごとの剣客数		原宿植松才助訪問の流派ごとの剣客数	
和暦 (西暦)	剣客数	流派	人数
天保13 (1842)	11	直心影流	23
同 14	22	神道無念流	20
弘化元 (1844)	13	小野派一刀流	10
同 2	10	神道無強流	7
同 3	3	一刀流	7
同 4	8	柳剛流	5
嘉永元 (1848)	3	鏡新明知流	5
同 2	5	北辰一刀流	4
同 3	12	天然理心流	4
同 4	1	大石神影流	2
同 5	6	心形刀流	2
同 6	4	貫心流	2
安政元 (1854)	1	神影自弁流	2
同 2	4	神陰流	2
同 3	11	関口流	2
同 4	0	*その他	16
同 5	4	小計	113
同 6	3	不明	8
計	121	合計	121

*カ心流、八雲神道流、田宮流、林田当流兵法、神妙流、天羽流、日下一指流、鹿島流、本心鏡智流、荒木流、忠也派一刀流、真揚流、三和倭流、新陰柳生流、種田流槍術、起倒流柔術…各1

32の多彩な流派の121人の武芸者が一武芸愛好者植松才助の元を訪れている。武者修行ネットワークの存在を暗示している。

出典：「江戸の平和力」(2015) p.264より

総勢一二一名、流派は直心影流二三、神道無念流二〇、小野派一刀流一〇とつづき、北辰一刀流は四である。多くは民間剣術関連と思われる、流派は三一にも及び簇生、乱立状態であるが、馬庭念流は皆無であった。民間剣術がいかに盛んであったかを示している。

三一流派の腕に覚えのある一二一人の剣客が武芸ネットワーク情報で原宿の神道無念流植松道場を知って一太刀お願いしたいと訪れていたのである。一宿一飯の相互扶助制ではないが、他流の修行者を迎え入れ、建前厳禁された他流試合を行っていたことは十分推測される。真剣の勝負ではなく、防具をつけ立合人のいる剣技を競う道場剣法であったろう。殺伐とした戦国の殺人剣とは異なる修業の剣術が生まれ、定着していた。その背景にはもとより同時進行で民間剣術の人気と流行があった。武士に対する憧れもあったかもしれないが、一人前の成人儀礼として、剣術の免許皆伝を得る魅力が多く若者を捉えていた。武者修行の旅が身分制度と支配領域の壁を越えて広がっていったのである。

一方、徳川の太平に狎れ軟弱化し、武を欠落させた本物の武士たちの存在があったことを見落としてはならない。江戸の平和は剣術において兵農間は接近しつつあったといえよう。そして間もなく民間剣術を

猫の手も借りたい状態の幕末維新の内戦がやってくる。

とはいえ、馬庭念流の成立と発展は江戸時代二五〇年の平和によってもたらされ、今日今あるのである。

参考文献

- 高橋 敏「馬庭念流の家」(『国定忠治の時代—読み書きと剣術』平凡社選書1990年、のち、ちくま文庫 2012年)
- 高橋 敏「近世村落と農民剣術—在村剣術の虚と実」(『近世村落生活文化史序説』未来社1990年)
- 高橋 敏「樋口家文書目録」(平成元年度科学研究費補助金一般研究C研究報告書)
- 高橋 敏「在村剣術と武芸のネットワーク」(『江戸の平和力 戦争をしなかった江戸の250年』敬文社 2015年)
- 数馬広二「馬庭念流の門人分布に関する一研究—田部井家を中心として—」(日本武道学会第31回大会発表抄録 1998年)